授業に関する内規

（令和２年２月25日施行）

大阪河﨑リハビリテーション大学

大阪河﨑リハビリテーション大学　授業に関する内規

（目的）

第１条　この内規は，大阪河﨑リハビリテーション大学学則及び大阪河﨑リハビリテーション大学履修規程に基づいて行う授業の実施に関連する事項を定める。

（指定交通区間が不通となった場合の授業の取扱）

第２条　本学が指定する交通区間が不通となった場合の授業の取り扱いは，別表１のとおりとする。

（特別警報又は暴風警報が発令された場合の授業の取扱）

第３条　本学が指定する地域に特別警報又は暴風警報が発令された場合の授業の取り扱いは，別表２のとおりとする。

（公認欠席の定義）

第４条　公認欠席（以下「公欠」という。）とは，第５条に定める要件に該当し，且つ第７条の手続きを行った者について，授業を欠席したものとして取り扱わないことをいう。

（公欠の適用）

第５条　公欠の適用を受けようとする者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　通学区間の公共交通機関の不通又は遅延
(2)　通学時，居住地域に特別警報又は暴風警報が発令した場合
(3)　罹災
(4)　忌引き
(5)　採用試験，就職活動
(6)「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」に基づき，学生が裁判員としての任務を果たす場合
(7)　正課外活動に参加する場合
(8)「学校保健安全法施行規則」第 18 条に定められた感染症に罹患した場合
(9)　学校医の意見に基づき，教務委員会において，前８号に準じて特段の取り扱いが必要であると認めた場合
(10) その他，教務委員会において必要であると認めた場合

（公欠の日数）
第 6 条　公欠を許可する日数は，別表 3 に掲げる日数とする。
2　遠隔地の場合，又はその他特別の事由があると教務委員長が認めた場合，前項の日数に必要日数を加えることができる。

（公欠の手続）
第 7 条　公欠の許可を受けようとする学生は，「公欠願」及び別表 3 に定める書類を添え，教務課に提出しなければならない。

（公欠による授業の取扱）
第 8 条　授業担当者は，公欠が許可された期間を欠席扱いとしない。

（試験の取扱）.
第 9 条　第 2 条及び第 3 条の規定により，定期試験が延期になった場合は，3 日以内に実施日時を掲示する。

（雑則）
第 10 条　この内規に定めるものの他，授業に関し必要な事項は教務委員会に諮るものとする。

（改廃）
第 11 条　この内規の改廃は、教務委員会に諮り、学長が行う。

附　則
1　この内規は，平成 24 年 12 月 25 日から施行する。
2　「気象警報発令及び交通機関不通等の場合の授業・定期試験取扱内規（平成 19 年 3 月 27 日制定）」は廃止する。

附　則
この内規は，平成 26 年 9 月 24 日から施行する。

附　則
この内規は，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則
この内規は，平成 27 年 7 月 28 日から施行する。

附　則
この内規は，平成 28 年 8 月 2 日から施行する。

附　則
この内規は，令和 2 年 2 月 25 日から施行する。

別表１　本学が指定する交通区間が不通となった場合の授業の取扱

指定交通区間：JR 西日本（阪和線：天王寺－和歌山間）、
南海電鉄（南海本線：難波－和歌山市間）、
水間鉄道（貝塚－水間観音間）

<table>
<tr><td>休講とする場合</td><td>いずれかの指定交通区間内で不通が発生した場合。ただし、振替輸送が実施されている場合や運転見合わせは対象としない。</td></tr>
<tr><td>交通機関の運行再開に伴う授業の実施</td><td>指定交通区間の運行が再開した時刻に基づき、次の通り授業を開始する
<table>
<tr><td>運行再開時刻</td><td>授業実施時限</td></tr>
<tr><td>7:00 まで</td><td>第 1 限</td></tr>
<tr><td>10:00 まで</td><td>第 3 限</td></tr>
</table>
10：00 を過ぎた時点で運行が再開されない場合は、当日の授業は実施しない。</td></tr>
</table>

※「不通」とは指定交通機関の運行ができない状態のことをいう。
※「運転見合わせ」とは運行予定のある列車が一時的に運転を中断することをいう。

別表２　特別警報又は暴風警報が発令された場合の授業の取扱

指定地域：大阪府泉州、南河内、和歌山県北部

<table>
<tr><td>休講とする場合</td><td>指定地域のいずれかに特別警報又は暴風警報が発令された場合。ただし、当該発令が授業開始後の場合は、次の授業から休講とする。</td></tr>
<tr><td>交通機関の運行再開に伴う授業の実施</td><td>特別警報又は暴風警報が解除された場合は、次の基準で授業を開始する。
<table>
<tr><td>警報解除時刻</td><td>授業実施時限</td></tr>
<tr><td>7:00 まで</td><td>第 1 限</td></tr>
<tr><td>10:00 まで</td><td>第 3 限</td></tr>
</table>
10：00 を過ぎた時点で特別警報又は暴風警報が解除されない場合は、当日の授業は実施しない。</td></tr>
</table>

別表 3

欠席理由	認定日数	添付書類	確認者	備考
公共交通機関の運休・遅延	当日（証明できる時間）	遅延証明書等	教務部教務課	
通学時、居住地域に特別警報又は暴風警報が発令した場合	当日、別表 2 の基準を準用		教務部教務課	指定地域以外に居住する学生が対象
罹災した場合	通学が可能となるまでの日数		教務部教務課	自己都合によらない不可抗力の事故等が対象
忌引き	配偶者　7 日以内 1 親等　7 日以内 2 親等　4 日以内 3 親等　3 日以内	会葬礼状等	教務部教務課	死亡した日から起算して連続した日（休日を含む）の範囲内の期間
採用試験・就職活動	試験当日	日付、要件等が明記されたもの	キャリアセンター長	日時が指定された就職活動を含む（「施設見学届」が事前に提出されているもの）
「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」に規定する裁判員に指定された場合	裁判所から指定された期間	日付、要件等が明記されたもの	教務部教務課	
正課外活動への参加	近畿地区大会以上に出場する期間で、必要と認められる最小限度の日数		学生部長	「学外活動願」が事前に提出されているもの
学校保健安全法施行規則 18 条に規定する感染症に罹患	原則、診断書等に記載されている期間	医療機関の診断書	学校医	